

図書館 情報局

田沢湖図書館 ☎ 43-1307

12休 3日(月)、10日(月)、17日(月)、23日(祝)、24日(月)
※ 28日(金)～1月4日(金) (年末年始休館)

学習資料館 ☎ 43-3333

12休 3日(月)、10日(月)、17日(月)、23日(祝)、24日(月)、28日(月)
末整理休館日) ※ 29日(土)～1月4日(金) (年末年始休館)

イベント交流館(新潮社記念文学館) ☎ 43-3333

12休 3日(月)、10日(月)、17日(月)、24日(月)
※ 28日(金)～1月4日(金) (年末年始休館)

田沢湖図書館からお知らせ

「おはなし玉手箱

～クリスマスのお話と歌～

●日時/12月22日(土) 10:00～

●会場/田沢湖図書館 2階 会議室 (入場無料)



テーマ展示のお知らせ

「Noel ノエル：クリスマスの夜に」

すてきなクリスマスの絵本がいっぱい！
サンタクロースはやっぱりいるのかな？

TOPICS ファンタジー作家 岡田 淳 氏の 本が寄贈されました

10月28日、秋田県PTA研究大会仙北大会で基調講演を行った「作家 岡田 淳 氏」のサイン入り児童書8冊が仙北市PTA連合会から田沢湖図書館へ贈られました。

展示コーナーでは、それぞれに興味深い「サイン」もパネルでご紹介しています。ぜひご覧ください。



学習資料館

新潮社から寄贈された図書を 紹介します

「民主瓦解」読売新聞政治部/「中曽根康弘が語る戦後日本外交」中曽根康弘/「韓国窃盗ビジネスを追え」菅野朋子/「中国 真の権力エリート」野口東秀/「中の人などいない@NHK広報のツイートはなぜユルい？」NHK_PR1号/「家庭料理の裏技50」三國清三/「神を哲学した中世」八木雄二/「コチェビよ、脱北の河を渡れ」高英起/「私の好きな料理の本」高橋みどり/「ソロモンの偽証 第Ⅲ部 法廷」宮部みゆき/「修羅ゆく舟」蜂谷涼/「見知らぬ国へ」北杜夫/「本にだって雄と雌があります」小田雅久仁/「老いかたレッスン」渡辺淳一/「憂国始末」藤野真功/「白き隣人」石岡琉衣/「江分利満家の崩壊」山口正介/「サンカーラ」田口ランディ/「あと少し、もう少し」瀬尾まいこ/「俺たちが十九の時」小川国夫/「批評時空間」佐々木敦/「母性」湊かなえ/「しあわせ中国」陳冠中/「手紙」ミハイル・シーシキン/「拉致と決断」蓮池薫

●新潮社文庫新刊も多数寄贈されています。
このほか、たくさんの新着図書が入ってきています。



国民年金だより

国民年金だより

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」 が送られます

平成24年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した人に対して、11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際に活用することができます。

また、世帯主が世帯(家族)の国民年金保険料を納付した場合にも納付した人の社会保険料控除額に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書も申告等を行う際に活用することができます。

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」とは

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」は、その年中に納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。国民年金の

保険料について、年末調整や確定申告の際に「社会保険料控除」の適用を受ける場合には、この「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」や領収証書(追加で納めた保険料がある場合)を申告書に添付することなどが義務づけられています。

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」送付時期は

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」は、毎年11月上旬または翌年の2月上旬のいずれかに送付されています。

11月上旬に発送される人は、その年の1月1日から9月30日までの間に国民年金の保険料を納めた実績がある人です。

また、翌年の2月上旬に発送される人は、11月発送の対象と

はならなかった人で、10月1日から12月31日までに国民年金の保険料を納めた人となります。

社会保険料控除とは

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など)を納めたとき、あるいは配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のこととをいいます。配偶者や家族の負担すべき国民年金の保険料を納めたときは、納めた人がその保険料額を申告できます。

申告できる金額は、年間に納めた社会保険料の金額です。

なお、年末調整の申告では、給与から天引きされた社会保険料(健康保険・厚生年金保険など)

は、事業所で一括して計算されますので、自分自身で申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、国民年金、国民健康保険などの社会保険料を申告書に記載します。

控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」に対するお問合せは、下記の控除証明書専用ダイヤルで受け付けています。

●控除証明書専用ダイヤル

(平成24年11月1日から平成25年3月15日まで)

☎ 0570・070・117

※一般電話・公衆電話から市内通話料金で利用できます。

国民
年金